

議案別議決権行使状況(国内株式)
<2021年7月～2022年6月総会>

会社提案		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
会社機関に関する議案	取締役の選解任	14,617	2,760	0	0	17,377	15.9%	-11.0%
	監査役を選解任	1,177	193	0	0	1,370	14.1%	0.2%
	会計監査人の選解任	73	0	0	0	73	0.0%	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	904	60	0	0	964	6.2%	-4.5%
	退任役員の退職慰労金の支給	11	94	0	0	105	89.5%	1.3%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,390	55	0	0	1,445	3.8%	2.3%
	組織再編関連(*2)	44	3	0	0	47	6.4%	6.4%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	5	56	0	0	61	91.8%	0.7%
	その他 資本政策に関する議案(*3)	72	0	0	0	72	0.0%	0.0%
定款に関する議案		2,096	5	0	0	2,101	0.2%	-0.5%
その他の議案		6	5	0	0	11	45.5%	-4.5%
合計		20,395	3,231	0	0	23,626	13.7%	-9.5%

(*1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合等

株主提案		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
合計		25	271	0	0	296	91.6%	-4.8%

(※) 議案数については、取締役の選解任議案、監査役の選解任議案及び会計監査人の選解任議案を候補者単位でカウント

【議決権行使の概況】

- ・個別議案の行使判断に当たっては、議決権行使を行うための判断基準として独自に定めたガイドラインに則り、企業との対話の結果等も活用し、自らの責任と判断のもと行使します。なお、弊社の親会社等株式については、外部の第三者(Institutional Shareholder Services社)のガイドラインに基づく行使判断の助言に従い行使します。
- ・2021年7月から2022年6月に弊社受託財産運用において行使を行った株主総会の数は2,286総会、議案数は合計23,922件あり、会社提出議案23,626件に対して賛成20,395件、反対3,231件、株主提出議案296件に対して賛成25件、反対271件の議決権行使を行いました。
- ・招集通知の電子提供に向け「定款に関する議案」が多数の企業で上程されました。
- ・主な議案の行使状況は以下の通りです。

「取締役の選解任議案」では、社外取締役候補者が独立性の観点から問題があると考えられる場合や、社外取締役が取締役総数の1/3に満たない場合などに反対しました。一方、全体的には社外取締役の構成を高める動きが進み、前年同期比、反対比率は低下しました。

「監査役を選解任議案」では、社外監査役候補者が独立性の観点から問題があると考えられる場合や、監査機能の低下が懸念されることから監査役が減員になった場合などに反対しました。

退職慰労金支給議案では、取締役会の恣意的かつ不透明な支給を抑制するため支給金額の開示がない場合や、経営の監視・監督としての機能が求められる監査役・社外取締役等への支給が行われる場合などに反対しました。

買収防衛策議案では、独立性のある社外取締役が取締役総数の一定比率を下回る場合などに反対しました。

(代表事例)

・議案別の行使結果は別シートに全議案の賛否理由とともに開示していますが、その判断に至った考え方について、代表的な事例をご紹介します。

(1)環境関連の株主提案(8058三菱商事)

環境NGOから「パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示」、「新規の重要な資本的支出と2050年温室効果ガス排出実質ゼロ達成目標との整合性評価の開示」を求める2つの株主提案が上程されました。

弊社は気候変動緩和を「重大なESG課題」の一つと位置付けており、議決権行使基準に「サステナビリティに関する情報開示の充実を促す株主提案について、その考え方に原則賛同しますが、議案判断にあたっては、提案内容、および企業の取組状況等を考慮します。」と明記しています。

同社と対話を実施し、同社において「気候変動」の取組みを進めていることを確認し、一方で株主提案者が要求している投資計画やその前提条件の開示などは個別具体的な業務執行に絡むものであることから、定款への条文追加の必要はないと考え、株主提案に反対しました。

(2)地方銀行に対する配当に関する株主提案(8369京都銀行、8366滋賀銀行、8345岩手銀行、8382中国銀行)

地方銀行4行に対して、配当に関する株主提案が上程されました。提案は何れも、「純利益のうち、コア事業に直接関連しないもの(具体的には保有株式に関し受け取る配当金)の100%に相当する金額」、及び「コアの融資事業からの純利益の50%に相当する金額」を株主に分配するというものでした。

弊社は、剰余金に関する株主提案は、適正な自己資本の水準や投資などの財務戦略を踏まえて判断しており、各社と対話を実施し、財務戦略や株主還元方針について確認しました。

岩手銀行、中国銀行については、会社の株主還元方針に特段問題がないと考え、株主提案に反対しましたが、京都銀行、滋賀銀行については、政策保有株式の保有比率(対純資産比)が非常に高く、このバランスシートの状況を踏まえると株主還元の配当を実施しても財務の健全性上問題はなく、資本の効率性は高まると考え、株主提案に賛成しました。

(3)大株主であるファンドの執行者の社外取締役選任(6502東芝)

会社提案の取締役選任議案について、大株主であるファンドの執行者である新任社外取締役候補者2名に対し、指名委員会の委員である社外取締役より反対意見が出されました。

この2氏は、独立性など弊社の議決権行使基準に抵触するものではありませんでしたが、同社は既に大株主の推薦者の社外取締役4人受け入れており、更に2名の大株主のファンド幹部を受け入れた場合13名中6名を大株主の推薦者や幹部が占めることになり、取締役会の構成上バランスを欠くことが懸念されました。大株主と少数株主との利益相反が懸念される中、その懸念に対する対応についての情報開示が乏しく、またこの2氏の選任が同社にとって必要不可欠であるとは考えられなかったことから、この2氏の選任に反対しました。

スチュワードシップ委員会の報告

スチュワードシップ委員会より、当該期間のスチュワードシップ活動について利益相反の観点から問題ない旨の意見を得ています。

以上